

令和6年度 プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業 公募要領

令和6年6月
環境省環境再生・資源循環局総務課
容器包装・プラスチック資源循環室

1. 事業の目的

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。また、政府では「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）」を策定し、重点戦略達成に向けたマイルストーンとして「2030年までに再生利用を倍増」等の目標を掲げています。

そのような中で、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラ法」という。）が成立し、令和4年4月に施行されました。プラ法は、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進し、循環経済への移行を進めるものとしており、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルに必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められているところです。また、プラスチック使用製品の製造又は販売、排出をする事業者（以下「製造事業者等」という。）が、地方公共団体と連携を図りつつ積極的に自主回収・リサイクルを実施することとされています。

本事業ではこのような背景を踏まえ、市区町村（一部事務組合等を含む、以下同じ。）によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクル（以下「一括回収等」という。）、又は地方公共団体が主体となって製造事業者等と連携、若しくは製造事業者等が単独で実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクル（以下「自主回収等」という。）に係る先進的モデルの形成支援を行うことを目的とします。また、これまでの事業の成果として、市区町村が一括回収等に移行するための参考となる手引きを作成しました。これを受けて、令和6年度は従来の支援に加えて、プラスチック使用製品廃棄物等の回収量増加に向けた取組への支援を主に実施します。

なお、本事業に関する事務運営は、環境省から委託を受けた「デロイト トーマツ コンサルティング合同会社」（以下「事務局」という。）が実施します。

2. 対象事業

対象事業は、原則として、下記の類型の（1）又は（2）に該当し、かつ、要件（1）～（5）のいずれかに該当する事業とします。類型については実施状況（本事業で新規で実施する、又は既に実施している）を申請書で選択して

ください。また、要件の詳細は別添1を参照してください。下記の(1)～(5)のいずれにも該当しない、回収量増加に向けた事業を希望する場合、申請書に事業内容を記載してください。

本事業は、その実施を通じて、プラスチック資源循環のより効率的・効果的な実施に資するものであることとし、事業の有効性、資源循環の高度化・拡大への寄与、エネルギー・温室効果ガス排出量の削減の効果等を検証するとともに、社会実装及び他地域への波及を想定した場合の課題等を検証するものであることとします。なお、対象とするプラスチック使用製品廃棄物は、容器包装プラスチック、製品プラスチック、ペットボトル、ペットボトルキャップを含み、一般廃棄物のみならず産業廃棄物も含まれます。

【類型】

- (1) 市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクル
市区町村がプラ法の関連規定に基づき実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクル、又は回収量の増加に必要な措置に係る実証、調査、検討。
- (2) 地方公共団体が製造事業者等と連携、又は製造事業者等が単独で実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクル
都道府県・市区町村が製造事業者等と連携、又は製造事業者等が単独で実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクルに係る実証、調査、検討。

【要件】

- (1) 分別の徹底
住民による分別排出が徹底されず、誤った分別区分に排出されたプラスチック使用製品廃棄物がより適切に分別収集される（分別協力率が向上する）ための効果的な住民インセンティブ（ごみ袋有料化や価格差の設定等による分別誘導など）や住民周知方法等の検討や実証、それらの実施による効果や影響の把握
- (2) 残渣率の改善
分別収集されるプラスチック使用製品廃棄物の質の向上に向けた効果的な住民周知方法（SNSやデジタルツールの活用）や住民インセンティブ（適切な分別収集による有料可燃ごみ袋等の削減）等の検討や実証、それらの実施による効果や影響の把握、または選別工程や再商品化工程の残渣率の改善に向けた検討や実証、それらの実施による効果や影響の把握
- (3) 回収品目の拡大

現状で原材料の全部がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集をしている市区町村が、大部分プラスチック（現状で原材料の全部がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集をしている市区町村の応募に限る。）や粗大ごみ（プラスチック製の衣装ケース等）等を含めた分別収集、選別、再商品化の検討や実証、それらの実施によるコストやCO2排出量への影響や効果の把握

（４）直送モデル、複数市区町村による取組

効率的なプラスチック資源の分別収集・リサイクルを目的に選別等の工程の一体化・合理化を実施し、再商品化事業者へ直送する方法（直送モデル）の導入条件の検討や実証、それらの実施による効果や影響の把握。または、複数の市区町村が共同で、分別収集・再商品化等を行うことによる、処理プロセスの効率化の検討、それらの実施による効果や影響の把握。

（５）住民の利便性の向上

スーパーや公共施設等での拠点回収、自主回収の拠点数の増加や対象品目の拡大、効率的な戸別回収の検討、効果的な周知方法の検討や実証、それらの実施による効果や影響の把握

（抜粋）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

第6条（地方公共団体の責務）

市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第32条（再商品化の委託）

市町村は、分別収集物（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）の再商品化を、容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人に委託することができる。

第33条（再商品化計画の認定）

市町村は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、分別収集物の再商品化の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

第39条（自主回収・再資源化計画の認定）

自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品（当該プラスチック使用製品と合わせて再資源化を実施することが効率的なプラスチック使用製品を含む。）が使用済プラスチック使用製品となったものの再資源化のための使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分の事業（以下「自主回収・再資源化事業」という。）を行おうとする者（当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該自主回収・再資源化事業を行おうとする者を含む。）は、主務省令で定めるところにより、自主回収・再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

なお、類型の（１）と（２）に該当する具体的な取組は、過去の本事業報告書を参照してください。

（参考）

令和3年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業の結果について (<https://www.env.go.jp/content/000043053.pdf>)

令和4年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業の結果概要等について (https://www.env.go.jp/press/press_01553.html)

令和5年度プラスチック資源循環に関する先進的モデル形成支援事業の結果概要について (https://www.env.go.jp/press/press_03225.html)

3. 公募対象者

本事業の公募対象者は、「2. 対象事業」に該当する取組を実施する市区町村（一部事務組合、複数市区町村による応募や既にプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を実施している市区町村による応募も可能）、都道府県（一括回収等の場合は管轄内の複数市町村と共同で実施する場合に限る。）、又は法人とします。

4. 本先進的モデル形成支援事業での支援内容

本事業に採択された提案者には、プラ法に則したプラスチック資源の分別収集・リサイクル、回収量の増加への取組に向けた必要な支援を実施します。提案者は、実証事業実施の必要性やプラスチック資源の分別収集・リサイクル、回収量の増加への取組に向けた情報収集の必要性、検討している先進的モデルの実装に向けた必要な取組などを検討し、以下の支援内容（1）～（10）のうち、希望するものを選択し（1～5種類程度を想定）、要望する支援内容を申請書に記載してください。なお、（1）～（10）に当てはまらない支援内容については、（11）を選択し、要望する支援内容を申請書に記載してください。但し、本事業で実施することの意義、内容及び業務量、予算額によって本事業での支援可能性を検討しますので、支援できない可能性があることについてあらかじめご留意ください。

【支援内容】

（1）効果検証

本分析では、提案者から提供いただく現行の処理プロセスに関する既存のデータ及び本モデル事業を活用した組成調査・再商品化実証等で得られたデータ等をもとに移行に伴う環境性・経済性を試算します。分析にあたっては提案者から試算に必要なデータを提供頂く必要がありますが、必要なデータが揃っていない場合や不足する場合は、仮定値を用いて移行に伴う環境性・経済性を試算します。

なお、提案者から提供いただく必要があるデータの例としては、収集運搬・輸送に係る費用や距離、選別等の中間処理に係る費用、選別等の中間処理に関わる残渣率、再商品化費用、再商品化残渣率、残渣の処分方法等が挙げられます。

（2）複数市区町村による共同実施の検討

想定される複数の市区町村の共同での取組の課題に対して、本支援を通じて実際に複数の市区町村による一括回収及び再商品化等の実証を行い、情報収集することによって、課題の検証と処理プロセスの合理化に向けた検討を行います。

(3) 再商品化支援

本モデル事業を活用した実証事業により回収された原材料の大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物、又は、直送モデルにより回収されたプラスチック使用製品廃棄物の再商品化（マテリアルリサイクル等）を支援します。

本支援を希望される場合、申請段階で選別保管事業者、再商品化事業者を選定いただいた上で申請する必要があります。

また選別保管事業者と再商品化事業者からは選別や再商品化を実施した結果に関するデータ（選別残渣率、選別費用、選別したものや選別の様子がわかる写真、再商品化費用、再商品化残渣率、再商品化商品の品質、再商品化にあたっての課題、再商品化の様子がわかる写真等）の提供が必要となります。

(4) 収集したプラスチック資源の開袋・組成分析サンプル調査

本モデル事業を活用した実証事業により回収された収集物、又は、既に収集を実施している場合にて回収された収集物の開袋・組成分析のサンプル調査を実施し、分析結果のデータを提供します。本支援を希望される場合、事前に調査方法（サンプリングの方法、調査時期、分析内容等）について事務局及び事務局から委託を受けた調査実施事業者と協議を行います。提案者には調査実施時の保管施設での開袋スペースの提供などに協力いただく場合があります。調査するサンプルは最大3サンプル（一括回収物、可燃物、ベール品質等）としますが、事務局と調整の上、決定します。

なお、調査実施事業者は原則事務局の指定の事業者となりますのでご注意ください。

(5) 事例調査

モデル形成を検討するにあたって有用な情報として関連する技術や優良な取組事例の調査を実施します。調査件数については、3～5事例程度とします。

(6) ヒアリング調査

モデル形成を検討するにあたって有識者や関連する事業者へのヒアリングを実施します。ヒアリング件数については、3件程度とします。

(7) アンケート調査

地域の住民を対象としたアンケート調査を希望する場合、アンケートの設計及び集計結果の分析を行います。

なお、アンケートはWebにて実施することを想定しております。紙での実施を希望される場合、印刷・送付・集計は提案者が行っていただくことが基本となり、費用も提案者負担となる点にご留意ください。

(8) 住民説明資料準備

実証事業を実施する地域の住民への実証事業の説明の際に使用する説明資料のフォーマットや想定問答を提供します。

(9) 周知チラシフォーマット提供

実証事業を実施する地域の住民への実証事業の周知の際に使用するチラシについて、フォーマットを提供します。

(10) 住民インセンティブ検討

住民インセンティブ（有料可燃ごみ袋の値上げとプラスチックの収集袋の無料化等を行い、プラスチックへの分別収集を促進させる等）による、住民側のメリット（可燃ごみの減少など）や行政への影響（可燃ごみ減少による影響等）、住民インセンティブ導入に向けた効果の把握や分析を支援します。

(11) その他

上記の支援内容に記載のない支援をご希望される場合、申請書にご記載ください。

なお、支援の可否については、事務局と調整の上、決定します。

以下に、支援対象となる取組に応じた支援メニューの選択例を示します。但し、以下の内容はあくまで例示であり、提案者の状況や希望する支援内容に応じて適宜申請をしてください。

支援メニュー	支援対象となる取組（1～5種類程度）				
	分別の徹底	残渣率の改善	回収品目の拡大	直送モデル、複数市町村による取組	住民の利便性の向上
①効果検証	●	●	●	●	●
②合理化検討				●	
③再商品化支援			●	●	
④組成調査	●	●	●	●	●
⑤事例調査					
⑥ヒアリング調査					
⑦アンケート調査					●
⑧住民説明資料準備		●		●	
⑨周知チラシフォーマット	●	●	●		●
⑩住民インセンティブ検討	●	●	●		●
⑪その他					

図1 支援対象となる取組に応じた支援メニューの選択例

【費用】

本事業における支援については、1件あたり総額350万円～600万円（事務局による検討等の人件費を含む。なお、総額は申請内容に応じて前後する可能性がある。）を想定します。事業費（再商品化費用等）の支援を希望される場合は、経費の内訳と根拠となる概算見積書の提出も併せてお願いします。

また、提案者が市区町村や都道府県の場合、本支援により支払いが発生する費用等については、事務局より各事業者あてに委託、支払を行うため、原則、市区町村や都道府県において費用の徴収及び支払事務は発生せず、市区町村や都道府県から提案者への支払いもないものとします。但し、支援に含まれない範囲に関する事業費等は提案者が委託、支払いを行う必要がありますのでご注意ください。

なお、以下に対象外とする費用の例を記載します。

- ・ 実証に伴うごみ袋費や周知チラシ、住民アンケート等の印刷物の印刷費、回収用のボックス等の消耗品費、既存で市販されている設備やアプリケーションソフトウェア等の導入費用
- ・ 周知チラシのデザイン費用（ただし、周知のパターンを変更する等の効果的な周知チラシ、かつ、他の市区町村への提供が可能なフォーマットを作成する場合は除きます）

※各支援メニューにおいて事前の相談等が必要な場合、原則オンライン会議又は電話等のリモートでの実施とします。

5. 事業実施期間

事業採択後、令和7年2月28日（金）までに実施するものとします。

6. 選考

(1) 選考方法

申請書をもとに書類審査を行います。必要に応じて提案者へヒアリングを行う場合がありますので、あらかじめご承知ください。但し、申請内容や他の市区町村や都道府県、法人からの申請次第では、支援内容を調整頂く可能性がある点にご留意ください。

(2) 選考基準

以下の基準に基づき選考を行います。詳細は別添2を参照してください。なお、応募時には要件の中から該当する要件を必ず一つ以上選んでください。類型のみの場合は選考対象外とさせていただきます。なお、取組内容が要件に該当するか等は、申請内容を踏まえて環境省もしくは、事務局と必要に応じてヒアリング等実施の上、決定いたします。

- ① 本事業の実施による効果・普及・波及性
- ② 本事業における実施の体制
- ③ 本事業実施における先進性と工夫の有無及びその内容

(3) 選考結果

最終選考結果は、令和6年7月下旬をめぐりに電子メールにて連絡します。

また、採択された事業については、提案者名、事業概要などの公表を予定しています。

7. 応募方法

(1) 応募方法

申請書様式に必要事項を記入の上、申請書一式（電子媒体）を以下の提出先まで電子メールにて送付してください。また、電子メールの送信にあたっては、提案者名、担当者名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載の上、件名を「【提出】プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業申請書類」として、申請書提出先まで送信してください。

なお、提出先への郵送、ファクシミリのみでの応募は受け付けません。

(2) 申請書提出先

デロイトトーマツコンサルティング合同会社
住所：東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
E-mail:r6_plastic_recycle@tohmatu.co.jp

(3) 申請書受付期間

令和6年7月8日（月）17時（必着）

(4) 公募に関する質問

提案者名、質問内容、担当者名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載の上、件名を「【質問】プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」として、以下の提出先まで、電子メールにて提出してください。質問への回答は、提出者へ電子メールにより行います。

質問提出先

E-mail:r6_plastic_recycle@tohatsu.co.jp

質問受付期間

令和6年6月24日（月）17時（必着）

（質問への回答は、質問受付から5営業日以内を目処に送付します。）

(5) スケジュール

公募に関わる全体のスケジュールは下記のとおりです。

公募開始 : 令和6年6月6日(木)

質問受付 : 令和6年6月24日(月) 17時（必着）

（質問への回答は、質問受付から5営業日以内を目処に送付）

応募書類提出 : 令和6年7月8日(月) 17時（必着）

ヒアリング : 必要に応じて別途連絡

結果通知 : 令和6年7月下旬

8. 注意事項

(1) 提案者

複数の地方公共団体が連携して申請する場合は、そのうち、全体の取りまとめを行う者として1つの地方公共団体が代表して行うこととします。

事業費が発生する支援に関しては、事務局との契約締結後の実施となります。

提案者が法人の場合、自社の営利目的のみの取組については選考対象外となります。

(2) 廃棄物処理法上の取扱いについて

本事業において、分別収集したプラスチック使用製品廃棄物の処理を行う場合は、当該処理が廃棄物を使用した試験研究に該当するかどうかを勘案の上、事前に廃棄物処理法上の支障が生じないように提案者において必要な関係者との調整を行っておくこととなります。

（廃棄物の試験研究への使用については、平成18年3月31日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知（環廃産発060331001号）を参照すること）

(3) 採択された場合の留意点

採択された事業の提案者は、事業の進捗状況の報告、資料の作成・提出、並

びに成果報告書の提出等を行っていただくこととなります。また、事業期間中において、環境省担当官及び事務局等関係者が、事前にご相談の上、事業実施場所に訪問し、現地確認及びヒアリングを行うことがありますので、あらかじめ、ご了承ください。

(4) 成果の公表・発表

本事業で実施した内容については、本事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合や成果発表会等で提案者に発表いただく場合がありますので、ご了承ください。また、環境省担当官の求めに応じて、その後の事業進捗状況等、必要な情報等を提示いただく場合があります。あわせて、本事業の概要及び成果、報告書については環境省で公表することになります。

また、本事業の実施結果については、提案者において公表を行う場合には、内容について事前に事務局に確認する必要があります。他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、回答をする前に事前に事務局に確認する必要があります。

(5) 免責事項

- ① 本事業の事務局は「デロイト トーマツ コンサルティング合同会社」が実施します。
- ② 本事業に関わる全ての組織及びその役員等は暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとします。

以上

要件と想定される取組内容（例）、得られる成果（例）

回収量増加への方針	要件	想定される取組内容（例）	得られる成果（例）
回収量増加	分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 分別排出が徹底されず、誤った分別区分に排出されたプラスチック使用製品廃棄物がより適切に分別収集される（分別協力率が向上する）ための効果的な住民インセンティブ（ごみ袋有料化等による分別誘導など）や住民周知方法等の検討や実証、それらの実施による効果や影響の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみとプラ資源の専用ごみ袋の価格差の効果検証 分別協力率の向上に対する地域や年代等に応じた効果的な周知方法 それらの取組を実施したことによる分別協力率の改善度合 等
	残渣率の改善	<ul style="list-style-type: none"> 分別収集されるプラスチック使用製品廃棄物の質の向上（汚れや異物等の除去）に向けた効果的な住民周知方法（SNSやデジタルツールの活用）や住民インセンティブ（適切な分別収集による有料可燃ごみ袋等の削減）等の検討や実証、それらの実施による効果や影響の把握 選別工程や再商品化工程の残渣率の改善に向けた検討や実証、それらの実施による効果や影響の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 分別収集物の質の向上に対する地域や年代等に応じた効果的な周知方法 それらの取組を実施したことによる選別残渣率や再商品化残渣率の改善度合 等
	回収品目の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 現状で原材料の全部がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集をしている市区町村が、大部分プラスチック（現状で原材料の全部がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集をしている市区町村の応募に限る。）や粗大ごみ（プラスチック製の衣装ケース等）等を含めた分別収集、選別、再商品化の検討や実証、それらの実施によるコストやCO2排出量への影響や効果の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 大部分プラスチックを含めた一括回収物の性状と課題、実施に向けた対応策 大部分プラスチックを含めた場合の選別や再商品化工程へのコストや再商品化率等への変化 等
回収量増加	直送モデル、複数市区町村による取組	<ul style="list-style-type: none"> 効率的なプラスチック資源の分別収集・リサイクルを目的に選別等の工程の一体化・合理化を実施し、再商品化事業者へ直送する方法（直送モデル）の導入条件の検討や実証、それらの実施による効果や影響の把握。 複数の市区町村が共同で、分別収集・再商品化等を行うことによる、処理プロセスの効率化の検討、それらの実施による効果や影響の把握。 	<ul style="list-style-type: none"> 直送モデルにおける市区町村への効果や課題、実施に向けた対応策、導入条件 複数市区町村が共同で処理を行った際の効果や課題、実施に向けた対応策
	住民の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・市区町村が製造事業者等と連携、又は製造事業者等が単独で実施するスーパーや公共施設等での拠点回収、自主回収の拠点数の増加や対象品目の拡大、効率的な戸別回収の検討、効果的な周知方法の検討や実証、それらの実施による効果や影響の把握 	<ul style="list-style-type: none"> スーパーや公共施設等での拠点回収、自主回収、戸別回収における効果的な周知方法や拠点数や品目拡大による影響 等

(別添 2)

プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業評価基準表

評価項目	評価基準	配点	
① プラスチック資源循環戦略マイルストーンを踏まえた効果・普及・波及性			
効果	提案者の現状や課題が的確に把握されており、回収量増加に向けた取組が具体的であり、導入された場合に期待される効果を把握できているか。	25	60
普及	事業実施後に目指す将来像（例：市内全域での一括回収等の導入による回収量拡大）と達成までの計画が具体的であり、その計画の中で今回の回収量増加への取組が明確に位置づけられており、普及が期待できる内容か。	25	
波及性	プラスチック資源循環戦略マイルストーン*1の「2030年再生利用率倍増」等を踏まえた効果的な分別収集等の取組を目指す他の地方公共団体等にも共通する課題に対処するものであり、その解決方法が他の市区町村や地方公共団体に波及できる内容か。	10	
② 本事業における実施の体制			
実施体制	支援事業実施にあたり、提案者及び必要な関係者を含め、体制が具体的、かつ、妥当性のあるものとなっているか。また、提案者自身の主体的な役割を含め、実施主体間での役割分担、責任分担が明確かつ現実的であり、また実施にあたっての関係者間での合意が図られているか。	20	20
③ 本事業実施における先進性と工夫の有無及びその内容			
先進性	提案内容が先進性を有している（たとえば、過年度のモデル形成支援事業で採択された事業の内容と異なり、過年度採択事業より大きな効果が期待されるもの）か。	10	20
支援事業実施における工夫	支援事業実施にあたり、関係者や地域住民の受け入れやすさ、参加しやすさなどについて、円滑な実施に向けた工夫がなされているか。	10	
合計		100	100

*1 環境省 プラスチック資源循環戦略 (<https://www.env.go.jp/press/files/jp/111747.pdf>)